

## はじめに

十和田市社会福祉協議会は、昭和 28 年の創設以来、50 年以上にわたり、地域における地域福祉を総合的に展開してきました。しかし、昨今の国や県の行財政改革や社会福祉法をはじめとする福祉諸制度の改正、核家族化や景気低迷による地域社会の変容など、市社協を取り巻く環境が大きく変化し、また、社会福祉の果たすべき役割も複雑・多様化してきました。

そのため、中長期な視点に立った市社協のあり方やその果たすべき役割について検討を行い、このたび、平成 18 年度からの 5 か年の市社協の活動指針を取りまとめました。

この活動指針では、「住民が支え合い、誰もがその人らしく健やかで安心して暮らせる福祉社会」の実現を基本理念に掲げ、当会の運営基盤を強化しつつ、地域活動への住民参加の促進、福祉サービスの利用者保護、社会福祉法人の経営支援、福祉人材の育成などを実施し、少子・高齢化が進む本市の地域福祉の推進に全力を上げて取り組むことにいたしました。

ついでには、本指針の策定にあたりご尽力下さいました活動指針策定検討委員会の委員の方々をはじめご協力をいただきました関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成 18 年 3 月

社会福祉法人十和田市社会福祉協議会

会 長 江 渡 四 郎

---

## 目 次

---

第1章 指針策定にあたって	1
1. 指針策定の趣旨	1
2. 性格と位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 現状認識と市社協の役割	2
1. 社会福祉の動向と市社協	2
2. 社会福祉法下での市社協の使命	2
3. 市社協の取り組み課題(方向性)	3
(1) 関係行政機関・団体・施設等との連携・協働	3
(2) 福祉ネットワークの強化	3
(3) 調査研究及び情報提供の強化	3
(4) 利用者本位の福祉システムづくり	3
(5) サービス提供者のサポート強化	4
(6) 社協基盤の活性化	4
4. 市とのパートナーシップ	4
第3章 基本理念と基本目標	5
1. 基本理念	5
2. 基本目標	5
第4章 重点課題と推進方策	7
1. 福祉のまちづくりと関係団体等への支援と協働	7
(1) 関係機関・団体の活動に対する支援機能の強化	7
(2) 地域福祉活動を担う人材養成	8
(3) 民生委員・児童委員活動との連携・協働	8
(4) 保健・医療との連携及び施設・団体等との協働	9
2. ボランティア活動の振興と関係団体等との連携・協働	9
(1) ボランティア・市民活動の振興と福祉教育の充実	9
(2) ボランティア・市民活動団体等との連携・協働	10
3. 福祉サービスの適切な利用を支援する事業の推進	10
(1) 地域福祉権利擁護事業の充実	11

(2) 成年後見制度への取り組み .....	11
(3) 福祉サービス苦情解決事業の充実 .....	12
(4) 当事者活動への支援と連携 .....	12
4. 福祉を担う人材の確保・養成 .....	13
(1) 福祉人材の確保・養成 .....	13
(2) 社会福祉従事者の養成研修 .....	13
(3) 福利厚生事業 .....	14
5. 新たな福祉課題の発見と解決に向けた機能の充実 .....	14
(1) 調査研究活動の強化 .....	15
(2) 情報提供活動の充実 .....	15
(3) 相談機能の充実 .....	15
6. 広域的・専門的福祉サービスの実施 .....	16
(1) 生活福祉資金貸付事業 .....	16
(2) 福祉安心電話サービス事業 .....	17
7. 組織基盤の強化 .....	18
(1) 組織体制の見直し・充実 .....	18
(2) 自主財源の強化と公的財源の確保 .....	19
 第5章 実施計画 .....	 22
 <参考>	
十和田市社会福祉協議会活動指針策定検討委員会設置要綱 .....	36
活動指針策定検討委員会委員名簿 .....	37
活動指針策定検討委員会の開催状況 .....	38

# 第1章

## 指針策定にあたって

### 1 指針策定の趣旨

平成12年6月に改正された社会福祉法の施行により、これからの社会福祉は、個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービス利用者の自立を支援し、利用者本位のもとに地域福祉を推進していくものとされ、その枠組みは従来の「措置」から介護保険、支援費制度を柱とする「契約」へと大きく転換しました。

また、長期経済不況等を背景とする国の構造改革の流れの中で、地方分権化の進展、市町村合併の推進、県・市町村の厳しい行財政改革の実施など、社会福祉協議会を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような時期にあって、十和田市社会福祉協議会（以下「当会」という。）は、これまで、公共性と民間性を備えた組織としての開拓性、柔軟性を生かして事業を展開してきた実績を踏まえ、自らの存在意義と役割や方向性を明らかにし、市民ニーズに基づいた地域福祉を推進するため、必要な組織体制を確立するとともに、より効果的な業務執行を図るために、この活動指針を策定するものです。

### 2 性格と位置づけ

本指針は、十和田市（以下「本市」という。）における社会福祉の発展・強化に向けた、当会の総合的、体系的な活動指針です。

指針の策定にあたっては、市の「次世代育成支援行動計画」（平成17年3月）や「介護保険事業計画」（平成18年3月）、「老人保健福祉計画」（平成18年3月）等の既存の行政計画や、さらには、合併に伴う「新市まちづくり計画」との整合性を踏まえ策定するものです。

### 3 計画の期間

この活動指針の基本理念・基本目標は、概ね10か年の方向性を示し、重点課題及び推進方策並びに実施計画は、5か年の期間で取り組むものです。尚、策定後において、必要に応じ見直しをするものとします。

## 第2章

# 現状認識と市社協の役割

### 1 社会福祉の動向と市社協

当会は、昭和 28 年に設立以来、半世紀以上にわたり、地域福祉の推進や民間社会福祉施設・団体の連絡調整等を中心にして、地域の民間社会福祉活動の中核的役割を果たしてきました。

この間、社会福祉の分野では、平成 2 年の高齢者・障害者・児童に係る福祉関係 8 法改正、さらには、平成 12 年の改正社会福祉法の施行、介護保険制度の実施、平成 15 年の支援費制度の実施により「措置」から「契約」へと福祉制度が大きく転換されました。

また、少子・高齢社会の急速な進展に伴う介護や育児を含む家族の問題、長期的な経済不況による生活不安など、地域社会を取り巻く社会環境には、大変厳しいものがあります。そのため、これからの社会福祉が果たしていく役割は、従来の福祉課題だけでなく、家族や地域の新しいニーズにどのように対応していくべきかが問われることとなります。

従って、市町村合併や規制緩和の進展、ボランティア・NPO など民間活動の活性化等、社会福祉に関わりの深い今日的な動きを踏まえ、当会としては、これまで以上に市民ニーズに基づいた地域福祉を推進するために一層、自主的・自律的な運営体制の確立と効果的な業務執行の方途を明確にすることが必要となっています。

### 2 社会福祉法下での市社協の使命

社会福祉法では、個人の尊厳の保持と自立の支援を基本とする社会福祉の理念に沿って、社会福祉事業の健全な発達と社会福祉に関する活動の活性化を図るため、市町村社協を地域における地域福祉の推進を図る中核的な福祉団体として位置づけました。(同法第 109 条※1) また、福祉サービスの提供が、「措置」から「契約」へ移行することに伴い、福祉サービスの質を前提とした「利用者の自己決定のサポート」や「苦情への対応」をはじめ、利用者が福祉サービスを選択するための「事業の情報開示」や「広域的な福祉情報の提供」など、新しい福祉課題が生じたことにより、県社協の事業として、新たに「福祉サービス利用援助事業」、「福祉サービス苦情解決事業」が加えられました。

それに伴い、当会では、県社協の委託を受け、平成 11 年 10 月に基幹的社協としての「あっぷるハートとわだ」を設置し、利用者の生活支援サービス事業を開始し、さらに、平成 13 年 4 月に「第三者委員会」を設置して、苦情解決事業を実施してきました。

以上のことに加え、当会が今後、地域における地域福祉を推進していくにあたっては、以下の視点のもとに行っていく必要があると考えています。

- 広域性、公共性を生かし、他の法人や行政では取り組むことが難しい事業を行っていく。
- 福祉諸制度だけでは、カバーできない部分をボランティアや地域住民、福祉サービス提供者等と協働して、新しいサービスを創っていく。
- サービス利用者の声を拾い上げ、社会福祉制度の改善につなげていく。
- 全ての福祉サービス利用者の選択する権利を最大限に尊重する。

### **3 市社協の取り組み課題（方向性）**

社会福祉の動向や当会の担うべき使命を踏まえ、今後、当会が取り組むべき課題（方向性）を次のとおり掲げるものです。

#### **(1) 関係行政機関・団体・施設等との連携・協働**

民間福祉の中核的役割を担う立場として、関係行政機関・団体・施設等との一体的な取り組みを強化していきます。

#### **(2) 福祉ネットワークの強化**

本市の実情にあった福祉の推進を図るため、行政や関係団体等との適切な役割分担を図りながら、パートナーシップを持って協働していきます。

#### **(3) 調査研究及び情報提供の強化**

住民が社会福祉の実態を自分たちの生活に直結して受け止めて、主体性を持って行動していけるよう調査活動や情報提供を継続的、積極的に行います。

#### **(4) 利用者本位の福祉システムづくり**

市段階における民間福祉分野での総合的な福祉ネットワークを活用し、利用者本位の視点に立った福祉システムを構築するための取り組みを進めます。

#### **(5) サービス提供者のサポート強化**

福祉サービス事業者が良質な福祉サービスを継続的、安定的に提供し、より効果的な経営を図れるよう、事業者の状況に応じた積極的なサポートを進めます。

#### **(6) 社協基盤の活性化**

会員制度、役員体制、事務局機構、財源確保、職員の資質向上等、自らの組織を活性化させるよう自己改革に取り組みます。

### **4 市とのパートナーシップ**

十和田市（以下「市」という。）は、合併に伴う「新市まちづくり計画」を策定し、本市の将来像として、「感動創造都市－豊かな水と緑の感動のまちをめざして－」を掲げ、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりに、住民と行政が力を結集して未来を創り上げることとしました。

この中では、地域福祉推進との関連の強い主要な取り組みの方向としては、「第3節くらし感動－心身やすらか都市」「2福祉の充実」、「(1) 地域福祉の推進」「(2) 次世代育成の充実」「(3) 障害者福祉の充実」「(4) 高齢者福祉の充実」「(5) 母子・父子福祉などの充実」などの項目が掲げられています。

当会としては、関係行政機関とともに、これまでも、地域住民、事業者、ボランティアの協力を得て、「ふれあいのまちづくり事業※2」や「ボランティアセンター運営事業※3」、「ほのぼのコミュニティ21推進事業※4」、「福祉安心電話サービス事業※5」等を展開し、住民参加による見守りネットワークの構築とボランティアの発掘、育成に努め、安心して自分らしく暮らせる地域福祉の推進を図ってきました。今後も、その実績とノウハウを生かし、市行政とのパートナーシップのもと、社会参加と協働を促進して、本市の地域福祉の推進に努めます。

# 第3章

## 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

『住民が支え合い、誰もがその人らしく健やかで安心して暮らせる福祉社会』の実現を目指します。

年齢や、障害の有無に関わらず、誰もが地域の中で普通の生活が送れるよう諸条件を整備し、共に生きる社会づくりを進めるという「ノーマライゼーションの理念」をもとに、住民の誰もが個人として尊重され、家庭や地域の中で互いに支え合い、自立した生活が送れる「福祉社会」の実現を目指します。

### 2 基本目標

基本理念である「住民が支え合い、誰もがその人らしく健やかで安心して暮らせる福祉社会」の実現を目指して、次の4項目の基本的な目標を掲げ、住民参加と利用者本位の福祉サービスの実現に向けて地域福祉を総合的に推進します。

#### I 住民参加による福祉のまちづくり（地域福祉活動の推進）

誰もが生涯にわたり健康で安心して暮らせる地域社会の実現には、健康づくりや生きがいくくり活動、地域でのたすけあい活動に、多くの住民が参加し、創り上げていくことが必要です。

当会は、行政や関係機関、施設、団体等との連携・協働を基本とし、NPO法人や企業等の多様化・多元化した福祉活動団体との連携・協働関係を構築するとともに、地域福祉活動の活性化や福祉教育、ボランティア活動の振興等に取り組み、住民による主体的な福祉のまちづくりへの自覚と参画を促進します。

#### II 人を大切にする仕組みづくり（個人の尊重と権利擁護）

個人の尊重と権利の保持を旨とし、利用者が心身ともに健やか且つ自立した日常生活が送れるよう支援する福祉サービスが、いつでも、どこでも利用できるよう、行政機関等との連携・協働により「福祉サービス利用援

助事業」や「苦情解決」等の新たな福祉サービスの健全な発展に努めます。

### **Ⅲ 良質な社会福祉サービスを支える人づくり（経営支援と人材育成）**

社会福祉法人及び施設等の経営支援や従事者の資質向上、福祉の担い手の養成と確保など人材育成を一層推進し、福祉サービスの「第三者評価」や「情報開示」等に取り組むとともに、福祉サービス提供者と協働して利用者の必要と求めに応じた包括的な福祉サービスの提供に取り組み、継続的で、良質な福祉サービスの提供を確保し、利用者である住民の利益増進を図ります。

### **Ⅳ 民間性を発揮する市社協づくり（運営基盤の強化）**

上記の目標を達成するため、当会の組織、財政、事業等を見直し、その運営基盤を強化していきます。その際、公共性や中立性を確保しつつ、民間組織としての開拓性を生かしていきます。

# 第4章

## 重点課題と推進方策

### 重点課題1

### 福祉のまちづくりと関係団体等への支援と協働

地域住民や社会福祉関係者により組織されている市町村社協が、「住民主体の原則」のもとに、地域福祉の推進を実践してきた蓄積は、大きな意味もっています。また、福祉に関係する多様な個人・団体が地域福祉活動に参画する中で、社協の持つ連絡調整機能を活かし、ネットワークを広げていくことに一層、期待が高まっています。

このような状況を踏まえ、当会は、市はもとより関係する様々な機関・団体と協働して福祉のまちづくりを進めます。

#### 1 関係機関・団体の事業活動に対する支援機能の強化

##### ■現状と課題

市町村社協は、地域福祉推進の中核として関係機関・団体との連携と住民参加を得ながら、お互いが支え合う福祉のまちづくりに向けて取り組んでいます。当会では、こうした関係機関・団体の活動を支援するとともに、広域的な視点に立ち、協働しながら本市の地域福祉活動を推進してきました。しかし、社会福祉法の施行や市町村合併さらには少子・高齢化、経済不況等を受けて、地域の福祉課題が複雑・多様化、深刻化しており、虐待やひきこもりなど家族関係に起因する生活課題の顕在化や人々のつながりの希薄化による見守りなどの必要性が発生しています。そのため、社協活動においては、住民に身近な地域福祉活動を充実していく視点と予防的・包括的な視点での取り組みが求められています。

##### ■推進方策

社会福祉が多様化する中で、社協活動を全般的に自己点検し、今後の取り組み課題や方策等の明確化が図れる総合的な指標を策定するとともに、行政計画の策定や包括ケアシステム※6への参画と、関係機関・団体が進める事業活動の企画・実施に対する支援を行います。また、新たな福祉課題の解決に向けた事業やボランティア育成、小地域ネットワークなど地域福祉の専門分

野ごとの実践課題について、関係機関・団体と共同して新たな事業開発に取り組むとともに、合併に伴い新たに発生した諸課題への対策を全国的な動向も踏まえて検討し、さらには、合併後の「新市」において重要性を増す小地域福祉活動※7への支援強化や今後の広域的な事業展開に向けた研究協議を進めます。

## 2 地域福祉活動を担う人材養成

### ■現状と課題

近年、ボランティア活動の広がりとともに、小中学校区や自治会単位における福祉活動への住民参加が進んでおり、地域福祉の新しい担い手の養成や住民活動のキーパーソン※8となる人材の育成が極めて重要となっています。また、今後は、市町村社協において、連絡調整役としてのコミュニティ・ソーシャルワーク※9を視点にした研修が必要とされています。

### ■推進方策

身近な地域福祉活動のキーパーソンとなる福祉協力員※10、ほのぼの協力員等の養成に向けた研修を実施するとともに、地域福祉を高めていく人材を育成していく上で、地域住民やボランティア等を対象とした研修は不可欠であり、職員の派遣や情報提供などインフォーマルな福祉サービス等の担い手の養成に必要な支援を行います。

## 3 民生委員・児童委員活動との連携・協働

### ■現状と課題

当会は、これまで民間福祉活動推進の上で車の両輪である民生委員・児童委員活動の活性化に向けてその活動を支援してきました。地域福祉の推進には、市町村社協と民生委員・児童委員とその活動母体である民生委員・児童委員協議会との連携・協働による取り組みが必要です。とりわけ、今後は民生委員・児童委員が日常の活動で把握した住民の福祉課題や生活問題を社協の事業や活動に反映できる仕組みの構築が求められています。

### ■推進方策

当会が進める事業について情報交換、協議することで連携協力関係を一層強化するとともに、現在、実施している民児協活動の活性化を図ることを目的とした事業を拡充し、地域福祉活動の振興に向けた具体的な事業に連携・協働して取り組みます。

## 4 保健・医療との連携及び施設・団体等との協働

### ■現状と課題

市民の福祉ニーズは複雑・多様化するとともに、生活課題は福祉分野のみならず、保健・医療の分野に及び、専門化しています。そのような福祉ニーズに対応していくには、市の推進する包括ケア体制や市内で活動する施設・団体等をパートナーとして、これらとの緊密な連携・協働が欠かせません。当会と地域の施設・団体等が共通認識を持ち、協働して利用者保護、福祉サービスの充実に向けた事業を進めていくことが本市の福祉向上のため重要であり、そのためには、個人情報保護に十分に配慮した上で共有する情報保護の視点に立つことが必要です。

### ■推進方策

市が取り組んでいる保健・医療・福祉の推進について、積極的に参画・支援するとともに、必要に応じて、地域の施設・団体等と情報交換をしながら、共催事業を実施するなど各団体間の連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。

## 重点課題2

## ボランティア活動の振興と関係団体等との連携・協働

当会は、福祉のまちづくりに向けて、住民のその人らしい多様な生活を支援し、新しい福祉サービスの創造やシステムづくりを行うとともに、ボランティア・市民活動団体や当事者団体、社会福祉施設などとの連携・協働を推進します。

### 1 ボランティア・市民活動の振興と福祉教育の充実

#### ■現状と課題

ボランティアや市民活動団体は年々増加し、それぞれの使命のもとに活動を展開していますが、これからは、当会のボランティアセンターと連携を密にするとともに、ボランティアや団体が連携し、活動しやすい環境づくりへの取り組みが必要です。また、これまで、「ボランティア推進校事業※11」では、学校中心の活動を支援してきましたが、これからの福祉教育※12の充実に向けては、子ども達のみならず、大人も含めた住民の福祉意識の醸成を図ることが求められています。

## ■推進方策

ボランティア推進団体等と連携し、研修や交流会を行い、あらゆる世代のボランティア活動の掘り起こしを行うとともに、ボランティア活動者・団体における活動の充実に向けた支援を行うため、適切な情報提供を行い、住民がボランティアに関わりやすい環境整備を推進します。また、子ども達や地域住民の福祉力・生活力を高めることを目的に、学校教育のみならず地域住民の生涯学習等、教育分野との連携・協働を強化します。

## 2 ボランティア・市民活動団体等との連携・協働

### ■現状と課題

ボランティア活動の分野が広がり、市民活動が高まる中、これからのボランティア・市民活動の推進には、あらゆる年代や企業等の参加が不可欠であり、当会として、関係する機関・団体との連携・協働を図り、より生活に密着したボランティア活動を推進させることが必要です。また、地震や台風など大きな自然災害の発生により災害時のボランティア活動の重要性がクローズアップされています。予期せぬ災害に対処すべく、関係機関・団体とのネットワーク化を推進し、災害救援ボランティア活動が行いやすい環境について検討が求められています。

### ■推進方策

ボランティア団体・NPO法人等の設立に向けた助言や支援等を行い、住民や企業等の参画を働きかけ、住民ニーズに即した新しい社会資源の開発を図ります。また、企業の社会貢献活動を促進するためのネットワーク化や公的サービスからボランティア活動までを一体的に推進するための包括的な生活支援システムの構築、さらには、災害発生時、迅速にボランティア活動者の受入ができるよう、関係する機関・団体との連携を促進し、災害情報の共有できる体制づくりを整備します。

## 重点課題3

## 福祉サービスの適切な利用を支援する事業の推進

個人の尊厳と権利の保持を旨とする福祉サービスの適切な利用を支援するため、地域福祉権利擁護事業※13と苦情解決事業のみならず、成年後見制度にも主体的・積極的に取り組み、住民誰もが必要なときにいつでも、どこでも利用できる事業・制度としていきます。

利用者の支援については、複雑・多様化するニーズに対して、年齢や障害の有無に関わらず、きめ細かくかつ迅速に支援できる体制をつくり、当事者のみならず、家族や支援者の組織化、その活動の支援等を行います。

## 1 地域福祉権利擁護事業の充実

### ■現状と課題

県内の契約件数は、平成 17 年 4 月 1 日現在、405 件（実契約数 287 件）で全国的にも上位であり、その中でも上十三地域の基幹的社協である当会は、管内では 137 件（解約者 36 件）、本市では 74 件（解約者 23 件）と業務量が過重となっており、そのため、平成 16 年度から専門員 2 名の配置を受けましたが、今後、事務の効率化や財源の確保等が必要です。また、生活全般に見守りや支援が必要であったり、複雑・多様な生活課題を抱えている利用者支援していくには、対人援助や関係制度・機関との連絡・調整等に専門的かつ継続的な対応が求められています。

### ■推進方策

契約による福祉サービスの利用や権利擁護事業の周知のため、研修会を対象者別や小地域で開催するなど、きめ細かな取り組みを行うとともに、本事業に従事している専門員、生活支援員、管内社協担当者等の資質向上のため、研修内容や方法を体系化し、実施していきます。また、利用者に身近な管内社協との協働により事業を推進するため、管内社協の体制整備に努めるとともに、効果的な事業推進体制を構築するため、地域の実情に沿った専門員の配置等について、必要に応じ県社協に対して財政的支援等の要請や安定した事業運営を図るため、利用料金の見直しを行います。

## 2 成年後見制度への取り組み

### ■現状と課題

権利擁護事業の利用者や相談者の中には、判断能力の低下により契約内容が理解できなくなったり、財産の管理や処分、金銭トラブル等からの権利擁護など、成年後見制度の利用が適当と思われるケースがあります。しかし、支援する人や組織・機関、また財源がないため、適正な利用にはつながっておらず、また、行政の取り組み等も弱い状況にあります。一方、全社協では「福祉後見サポートセンター構想※14」を提案しており、当会では、全社協からのモデル事業の指定と、さらに県社協の広域共同研究事業により、調査・研究等に取り組んでいます。

## ■推進方策

広く市民のほか、行政、関係機関等への広報・啓発活動を強化するとともに、裁判所、司法書士等との連絡・調整を密に行い、成年後見制度の利用促進に努めます。また、社協の法人後見等の受任体制整備に向け、「福祉後見サポートセンター」の立ち上げについて、管内社協等と連携し、広域的な対応も含めて、その実現を図る取り組みを進めます。

## 3 福祉サービス苦情解決事業の充実

### ■現状と課題

当会では、苦情解決責任者及び苦情受付担当者並びに第三者委員の配置は行いましたが、その周知が徹底されていないため、苦情解決にあたって、その機能が十分に発揮されていない状況にあります。また、福祉サービスの質の向上を図るとともに、苦情解決能力と利用者へ向けた情報提供が求められています。

### ■推進方策

市民や利用者への広報・啓発を進めるとともに、第三者委員としての適切な人材を確保するため、第三者委員の資質向上を図るための研修の充実や情報の提供に努めます。また、行政や関係機関等と連携しながら、適切な苦情解決体制の確保に努めます。

## 4 当事者活動への支援と連携

### ■現状と課題

当会では、障害者等の当事者活動や高齢者等の活動については、事務事業等を支援することにより、間接的な自立支援を行ってきましたが、今後、ユニバーサルデザイン※15の普及などの福祉のまちづくりの推進には、様々な分野との連携・協働の仕組みづくりが求められています。

### ■推進方策

身体・知的・精神といった障害の分野を超え、また、年齢にも関係なく、かつ保健や医療を包括する相談機能の充実を目指すとともに、生活を総合的に支援する専門職の養成・研修を行い、関係団体の活動を支援します。また、同じ生活課題を共有する障害者等とその家族等の実情を把握し、社会参加を促進するとともに、障壁となっている福祉課題の把握とその解決方法等について検討します。

## 重点課題4

## 福祉を担う人材の確保・養成

福祉サービスの質の向上には、良質かつ効果的なサービスを提供する「人づくり」が必要不可欠であり、福祉・保健・医療の包括的な視野に立ち、人としての尊厳や利用者本位の基本精神に立った高い専門性を有する人材の養成が求められています。

これまでの人材確保・養成に関する事業を一層拡充し、福祉専門職としての基本理念の達成のために利用者のニーズを的確に捉えた事業を推進します。

### 1 福祉人材の確保・養成

#### ■現状と課題

福祉職への転職希望者や生徒・学生などの求職希望者が増加する一方で、求人条件と求職条件が一致せず就労に至らないケースが多くなっています。そのため、無資格、未経験者に対しては、福祉職場の理解を深めるため、福祉の基礎知識・技術習得を含めた質の高いマンパワーの養成を、潜在マンパワーに対しては、その掘り起こしとより専門的知識及び技術の向上を意識した育成が必要です。

#### ■推進方策

福祉のハローワークとして、福祉人材センターとの連携により、迅速でタイムリーな求人・求職情報の提供と調整に努めるとともに、人材養成・資格取得のための各種研修・講習についての周知を行います。

### 2 社会福祉従事者の養成研修

#### ■現状と課題

社会福祉従事者の専門性を高める資格取得や知識・技術習得には、さらなるステップアップ研修が不可欠です。そのため、当会の独自性を発揮し、専門領域での課題や専門性に対応できるような研修が必要です。多様化・複雑化する社会福祉情勢の中で、高い専門性を保つためには、専門職としてのノウハウと福祉社会の実情にあった効果的な研修の企画が求められています。利用者から選ばれる事業所として、良質な福祉従事者の確保は大きなメリットにつながることから、職場内研修の充実と職場外研修への参加させるべき環境整備の働きかけが必要です。

## ■推進方策

資格取得については、県社協をはじめとする他団体が実施する専門性、必要性の高い研修への参加を促進し、当会でも専門的知識、技術向上とスキルアップにつながる研修・講習を行います。また、保健・医療・福祉の分野における多様なニーズを的確に捉え、迅速に対応できる専門性の高い人材と、豊かな人間性を兼ね備えた「人づくり」のためにトータルの・継続的な研修体系の構築と人材育成のためのプログラムを開発するとともに、福祉サービスの利用者の満足度を高めるため、従事者が研修に参加できるような職場環境づくりと、効果的に職場内研修を行うノウハウと従事者が定着するような人事管理を含めた管理者研修を行います。

## 3 福利厚生事業

### ■現状と課題

福祉サービス利用者に対し良質かつ効果的なサービスを提供するためには、従事者にとって働きがいのある職場環境づくりが必要とされています。当会においては、従事者の福利厚生を図るためソウェルクラブ※16に加入していますが、その活用と参加は少ない状況にあります。このため、今後、人材確保と福利厚生の充実に向けて、より一層の活用と参加促進を図っていく必要があります。

### ■推進方策

従事者一人ひとりが専門職としての意識に基づき、長期・安定的に就労するためには福利厚生の充実が不可欠です。また、従事者が心身ともにリフレッシュし、明日への活力を蓄積し、楽しく働ける職場づくりに寄与するために、制度の活用と参加を促進します。

## 重点課題5

## 新たな福祉課題の発見と解決に向けた機能の充実

私達の生活している地域社会は、少子高齢化、核家族化が進み、家庭や近隣の助け合いやつながりが弱まっているため、人々をめぐる福祉課題も絶えず発生し、変化しています。

当会は、地域におけるネットワークを活用しながら、市民ニーズに基づく福祉課題の把握・明確化と情報発信・提言に務めるとともに、総合的な問題解決のための相談機能をさらに高め、存在意義を十分に発揮します。

## 1 調査研究活動の強化

### ■現状と課題

当会では、各種事業の適正な運営を期するため、それぞれの事業に関する調査を必要に応じ実施するとともに、福祉関係団体連絡会議や市の福祉関係課との意見交換など、児童・障害・高齢者に係る施設関係者や当事者組織代表者等との意見調整を行ってきました。しかし、近年、社会情勢の変化に伴う生活不安やストレスが増大し、自殺や児童・高齢者の虐待など新たな社会問題が顕在化しており、福祉課題の解決に向けては、住民が何に悩み、何を必要としているのか、福祉サービス提供者は何ができるか等の課題を明らかにしていくことが求められており、このような、今日的、福祉課題の把握や分析を行うためには、関係機関や住民等と協働して方策を考えるとともに、専門家との連携、協働が不可欠です。

### ■推進方策

県社協における調査研究事業とともに、関係機関や他の市町村社協との連携・協働による調査活動を実施します。また、市民や関係機関・団体等に対し、調査結果を基にした各種施策等の提示・提言を行います。

## 2 情報提供活動の充実

### ■現状と課題

当会では、社協への理解と福祉活動などを市民に周知するため、市社協広報紙「社協だより」や「社協のしおり」を発行するほか、福祉制度、施策、施設名簿等を掲載した「保健・福祉サービス案内帳」を発行し、利用者の役立つ情報の提供に努めるとともに、市広報とわだに記事を掲載し、福祉関係者の情報源の一翼を担ってきました。しかし、福祉サービス提供に関する諸制度や関係法令の改定が急速に進む中、さらに迅速で的確な情報の提供が求められています。

### ■推進方策

広報紙や当会が独自に作成した冊子等を活用しながら、情報提供を行うとともに、市社会福祉大会を開催し、講演や表彰を行い、市民に対し地域福祉を啓発します。

## 3 相談機能の充実

### ■現状と課題

福祉に関する各種の相談は、複雑多様化、深刻化してきており、保健・医

療、法律等の専門分野との連携を図り、総合的、横断的に対応するなど、相談機関・団体の解決力をお互いに高めていくことが求められています。また、迅速に問題解決を図るためには、相談事例から見えてくる福祉課題や対応事例を分析、整理して、各種相談機関・団体等へ情報提供していくことも必要です。当会が実施する「ふれあい相談所」は、民生委員や専門相談員との連携により、住民の身近な生活よろず相談事業として開設され、来談者への助言、同行、斡旋、連絡調整等を行い、問題解決に取り組んでおり、当会は、各相談員の資質向上に向けた取り組みや当会で解決しきれないケースに対し、専門家へつなぐなどの支援を一層充実する必要があります。

## ■推進方策

当会では、職員の相談対応能力を強化するため、保健や医療、法律等の専門家との連携を深め、相談支援機能を強化するとともに、相談事業における一般生活に係る相談員等の資質向上に向けた研修を実施します。

## 重点課題6

## 広域的・専門的福祉サービスの実施

当会がこれまで実施してきた生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯等の自立促進を支援する役割を担ってきました。また、地域福祉を推進するにあたって、地域で実施した方が効果的な事業として、一人暮らし高齢者等の緊急時に対応する福祉安心電話サービス事業を実施しました。さらに、社会福祉法の施行により、社会福祉を目的とする事業を経営する者を支援する事業や利用者の権利を守るための事業など、専門的、開拓的な事業の実施が求められており、当会は、広域性、公共性を生かし、他の法人や行政で取り組むことが難しい事業に取り組んでいきます。

### 1 生活福祉資金貸付事業

#### ■現状と課題

生活福祉資金貸付事業は、低所得世帯等の自立促進を支援する制度として、国と県による事業であり、県社協からの委託を受けた当会は、民生委員と協働しながら、これまで資金貸付の窓口業務を行ってきました。しかし、近年では、厳しい経済情勢の動向や今日的な住民ニーズに応えた新たな資金が加わっており、これらの資金について、住民への周知を図り、さらに利用されるよう努めていかなければなりません。また、低迷する経済情勢を受け、住

民が抱える生活問題は、深刻化しており、償還を伴う貸付制度だけでは生活の立て直しや維持ができない状況や、一方では、借受世帯の償還困難な事例も多くなっています。今後は、低所得世帯の自立更生という経済的自立のみならず、生活意欲の助長や在宅福祉、社会参加の促進を図ることをねらいとして制度の運営・改善・充実を図ることが求められています。さらに、民生委員との連携による住民への個別相談、支援活動を進める中で、適切な資金貸付と償還指導に取り組むことが必要です。

### ■推進方策

生活福祉資金については、特に今日的問題に対する離職者支援資金や長期生活支援資金等について、住民や関係機関への周知を図るとともに、住民への相談・支援など個別相談援助活動を進めている民生委員との連携は欠くことのできないものであり、研修等を通じて連携を促進し、借受・償還にあたって適切な対応がなされるよう努めます。また、資金の貸付原資となる償還金の安定確保に向け、県社協と共同して償還促進運動を展開します。

## 2 福祉安心電話サービス事業

### ■現状と課題

当会では、全国に先駆けて平成元年に一人暮らし高齢者や障害者等の急病や火災への迅速な対応と隣人等との日常的交流を促進し、住民参加による安心して生活できる地域社会の構築への足がかりとして県社協と協働し「福祉安心電話サービス事業」を実施しました。このシステムは、電話回線を活用した機材を加入世帯に設置し、緊急時には、県社協内の受信センターに通報があり、センターから近隣の協力員や消防署等に連絡対応することになっています。また、心配ごとや相談ごとがあるときは、当会に利用者が直接、通報できる仕組みになっています。平成17年3月末現在、加入者は123世帯であり、利用者の近隣で見守りをしている協力員の数は、延べ335人となっています。見守りをしている協力員活動は、緊急時における安否確認等、日常的に対応できる体制をとることが不可欠であり、当会は、協力員のネットワーク活動がスムーズに展開されるよう継続的に連絡調整を行い、支援していかねばなりません。

### ■推進方策

安定した運営体制の確保のため、協力員が緊急時等に適切に対応できるよう研修等の充実を努めるとともに、当該事業のネットワーク活動を支援するために、必要な情報提供や意見交換の場として「あんしんネットワーク構成

員のつどい」を開催します。

## 重点課題7

## 組織基盤の強化

当会は、福祉施設及び団体等を会員として、市民の参加と協力を得ながら事業を展開していますが、業務が多様化、複雑化しており、当会の果たすべき役割を再確認して、機能的、効果的に行えるよう組織体制の強化を図るとともに、補助金等が削減される中で、安定した財源確保に取り組みます。

### 1 組織体制の見直し・充実

#### ■現状と課題

地域福祉推進の中核的存在に位置づけされた当会が、社会の変革や新たな要請に応じていくためには、自らの組織の活性化のための自己改革に取り組んでいく必要があります。そのためには、より質の高い事業の執行や従来の流れにとらわれない事務局体制のあり方、加えて、効率的な業務運営などを視野に入れた組織体制の充実が必要であり、職員の専門性の向上とともに、役職員の意識改革が必要です。福祉関係者の広がりの中で、これらに対応する理事・評議員の選任区分を見直すとともに、理事会、評議員会のあり方を検討し、その機能を整理することが求められています。また、昨今、NPO法人※17や市民活動団体或いは企業等が福祉分野への参入が進む中、当会においても新たな関係者、事業者を受け入れていくことは、社協のネットワーク機能を高める上で重要であり、今後、会員の範囲を見直し、充実していくことが必要です。さらに、当会は事業運営に公的資金や地域住民からの浄財を財源に活動しているため、推進事業の評価と効率を考える自己評価のシステムが必要であり、それらの情報の開示が求められています。また、在宅福祉サービス事業、資金貸付事業など個人情報に関わる事業を推進しているため、個人情報の保護が徹底されなければなりません。

#### ■推進方策

より質の高い事業の執行や効率的な業務運営を視野に、当会の方向性を踏まえ、効率的で総合力を発揮できるような部署に再編成を行い、機能的事務局体制の確立を目指すとともに、職員の意識改革や専門性の向上を通して人材の育成と中長期的視野にたつて職員の意欲や能力を引き出すための人事・給与システムの確立を図ります。また、社会福祉法人としての社会的責任を

果たすとともに、執行責任を明確にしていくため、理事・評議員の選任のあり方を検討し、構成団体から選出される役員に加え、専門性を有する分野からの役員の選任を検討します。さらには、社協活動への多様な方々の参画を求め、地域福祉の推進を図る観点から、会員制度の目的を明確に示し、会員の権利や義務を明らかにし、当会運営における会員の範囲や参加のあり方を含めた検討と推進事業のニーズに対する的確性と効率的推進のため、自己評価システムと情報開示の確立を図るとともに、当会が各事業で取り扱っている個人情報、利用者保護の観点から、当会職員の情報の共有化とともに、個人情報保護の徹底を図ります。

## **2 自主財源の強化と公的財源の確保**

### **■現状と課題**

当会の事務・事業費の財源としては、市からの補助金、委託金等の公的財源が約 7 割、会員の会費や事業収入、共同募金の配分金や一般寄付金などの自主財源を含む民間財源は約 3 割となっていますが、年々委託金等の削減や会費収入の横ばい、景気低迷による寄付金収入や預金利息の減少により、人件費及び事業費が減少し、厳しい事務局運営や事業の縮小を余儀なくされています。また、県の行財政改革による補助金等の見直しにより、今後、さらに事業費の削減が見込まれることから、当会の役割を果たしていくためには、公的財源の減額にいかに対応していくかに加え、今後の社協事業や組織運営のあり方とともに自主財源となる事業収入の確保や経常経費支出の見直しなど、社協の安定的な運営のために総合的な検討が求められています。

### **■推進方策**

厳しい財政状況を踏まえて、安定した事業運営を行っていくためには、今後の事業面、運営面でのあり方を検討する委員会組織を設け、長期的視点での財政の計画的、効率的運営を検討するとともに、当会が実施する事業は、公共性・公益性を補完する側面があることから、今後とも市とのパートナーシップを基本に諸事業の実施にあたって、公的財源の確保に努めます。また、共同募金については、積極的な広報啓発に努めて、配分金の確保を図るとともに、各種の民間助成団体による助成金を積極的に活用し、特色ある事業に努めます。さらには、財政構造の改善に向け、職員全員が強いコスト意識を持って効率的な事務作業に努めるとともに、競争見積もりの徹底や新たな情報機器の活用による事務の効率化及び省力化を図り、経常経費の徹底した縮減に努めます。

## ※1 社会福祉法 第109条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、～中略～、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

以下省略

## ※2 ふれあいのまちづくり事業

一般相談と専門相談を総合的に実施し、地域の課題やニーズを明らかにしながら、住民の参画や福祉施設等との協働により地域の実情にあった総合的な地域福祉を推進する事業（旧十和田市は、平成4年度から8年度、旧十和田湖町は、平成13年度から17年度まで実施する国からの補助事業）

## ※3 ボランティアセンター運営事業

ボランティアの養成や活動の情報提供、登録、斡旋等を行いながら、住民の関心を高め、参加できる体制の整備を行い、福祉コミュニティの形成を図る事業

## ※4 ほのぼのコミュニティ21推進事業

高齢者や障害者等に対し、身近な地域で見守り・訪問・交流活動を行うほのぼの交流協力員活動やボランティア保険の一部助成等を行う事業（平成9年度から実施した域福祉ほのぼの交流事業に、平成10年度からふれあいコミュニティ創造事業、平成13年度からボランティア活動促進事業が加わった県からの受託事業）

## ※5 福祉安心電話サービス事業

電話回線を通じて、24時間体制の通報システムと地域住民による見守り・交流ネットワークを構築し、一人暮らし高齢者、障害者等の緊急通報（安全と安心）、安否確認（孤立の解消と交流）等を行う事業

## ※6 包括ケア

生涯にわたり健康で安心した生活が送れるよう、健康づくりや生きがいづくり、助け合い活動及び保健・医療・福祉のサービスを必要なときに一体的に提供すること

## ※7 小地域福祉活動

小中学校区を単位とする比較的広い地域に対して、自治会単位やさらに小さい地域を単位とした活動

## ※8 キーパーソン

福祉活動を展開するときの要となる人

## ※9 コミュニティ・ソーシャルワーク

地域での様々な福祉課題への解決力を高め、住民自治の達成を援助するため、

住民参加による地域活動の連絡調整を行う活動

#### ※10 福祉協力員

市町村社協会長が独自に委嘱し、社協活動に必要な広報配布や会費徴収等、地域とのパイプ役として協力している委員で、本県においては、平成16年3月現在、14町村で2,055人が活躍している

#### ※11 ボランティア推進校事業

小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解や関心について、体験学習を通して、思いやりや助け合いの心を育成する事業

#### ※12 福祉教育

子どもたちの学びの支援や地域住民の生涯学習の分野まで幅広く福祉意識の醸成を図り、住民主体の地域福祉を進める取り組み

#### ※13 地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、知的障害者や精神障害者等が地域で安心して生活ができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を支援する事業

#### ※14 福祉後見サポートセンター構想

権利擁護事業の利用者や相談者で成年後見制度の利用が適当と思われるものや成年後見人へのサポート、人材の養成・研修、相談、支援等を行うセンターを、地域の多様な社会資源が連携・協働して運営する構想。運営の主体としては、社協のほか、NPOや社会福祉法人が期待されている

#### ※15 ユニバーサルデザイン

単に生活の中の障壁をなくすだけでなく、より多くの人々が利用しやすい建物、製品、サービスづくりを目指す。県が進める福祉のまちづくりでは、バリアフリーをさらに進めたユニバーサルデザインの普及を目指しています

#### ※16 ソウェルクラブ

社会福祉従事者の福利増進を図るため、平成6年に設置された福利厚生センター。県社協がその地方事務局を担っており、本県においては、平成16年3月現在、510余の社会福祉法人中79法人が加入

#### ※17 NPO法人

非営利活動（non-profit organization）を行う民間の団体で、平成10年に施行された特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した団体

# 第5章

## 実施計画

重点課題	推進項目	推進方策
1 福祉のまちづくりと関係団体等への支援と協働	(1) 関係機関・団体の活動に対する支援機能の強化	①市社協活動自己点検指標の策定
		②地域福祉活動の先駆的・モデル的事業の共同開発
		③社協合併に伴う課題の検討
		④広域的事業展開に向けた研究
	(2) 地域福祉活動を担う人材養成	①地域福祉を担う人材の養成
		②住民活動者の育成支援
	(3) 民生委員・児童委員活動との連携・協働	①市民児協との連携強化
		②市民児協との協働活動の推進
	(4) 保健・医療との連携及び施設・団体等との協働	①保健・医療との連携
		②施設・団体との連携
		③協働事業の研究・実施

推進方策の具体化		年次計画				
事業内容	開始年度	18	19	20	21	22
社協活動自己評価指針の作成		●→				
関係団体・施設等の活動支援						
・おもちゃ図書館運営事業	平成4年度					→
・一人暮らし高齢者ふれあい事業	平成3年度					→
小地域福祉活動への支援						
・ふれあいいいききサロン事業	平成17年度					→
・住民説明会の開催	平成17年度					→
市町村社協連絡会(仮称)の設置検討		●→				
関係団体・施設等の活動支援						
・手話講習会事業	平成9年度					→
ア) ほのぼの交流協力員事業	平成9年度					→
イ) 福祉協力員の設置	平成17年度					→
民生・児童委員協議会事務局設置の検討		●→				
ア) 福祉安心電話サービス事業	平成3年度					→
イ) 生活福祉資金貸付事業	昭和32年度					→
ウ) たすけあい資金貸付事業	昭和31年度					→
包括ケアシステム構築への協力						
・地域ケア会議への参加	平成11年度					→
・地域包括支援センター運営への協力		●→				→
ア) 福祉関係団体連絡会議の開催	平成3年度					→
イ) ゆめ色フェスティバルの開催	昭和62年度					→
業種別団体等との協働による調査研究		●				

重点課題	推 進 項 目	推 進 方 策
2 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 振 興 と 関 係 団 体 等 と の 連 携 ・ 協 働	(1) ボランティア・市民活動 の振興と福祉教育の充実	①各種研修・交流会の充実
		②ボランティアセンター機能の強化
		③福祉教育の推進
	(2) ボランティア・市民活動 団体等との連携・協働	①ボランティア団体や市民活動等の育成支援
		②企業等との社会貢献ネットワークの構築
		③生活支援システムの構築支援
		④関係する機関・団体における防災・災害ネット ワークの構築

推進方策の具体化		年次計画				
事業内容	開始年度	18	19	20	21	22
ボランティアスクールの開催	昭和49年度					→
ア) ボランティア保険の普及	昭和52年度					→
イ) ボランティアの登録斡旋	昭和52年度					→
ウ) 収集ボランティア活動	昭和52年度					→
エ) 器具機材の貸し出し	昭和52年度					→
ア) ボランティア推進校の指定	昭和53年度					→
イ) 児童・生徒等の擬似体験学習	昭和63年度					→
ウ) 福祉の作品コンクールの開催	平成5年度					→
ア) 団体運営を円滑にする相談支援 イ) 金品預託のコーディネート	昭和61年度	●				→
ア) 市内企業等を対象にした社会貢献 活動調査の実施 イ) 企業等の地域貢献促進セミナーの 開催		● ●				
包括的生活支援システムの構築支援		●				→
ア) 災害救援ボランティア活動マニ ユアルの策定 イ) 防災ボランティアコーディネー ターの養成 ウ) 総合防災訓練等での災害時シミ レーションの実施	平成16年度	● ●				→

重点課題	推進項目	推進方策
3 福祉サービスの適切な利用を支援する事業の推進	(1) 地域福祉権利擁護事業の充実	①事業の普及・利用促進と従事者の資質向上
		②管内社協との実施体制の整備
		③効果的な事業推進体制の構築
	(2) 成年後見制度への取組み	①成年後見制度利用の促進
		②法人後見への取組み
	(3) 福祉サービス苦情解決事業の充実	①苦情を出しやすい環境づくりの推進
		②第三者委員の確保対策と研修の充実
		③苦情解決に係る関係機関との連携強化
	(4) 当事者活動への支援と連携	①相談機能の充実と支援
		②ユニバーサルデザインの普及と福祉ニーズの把握

推進方策の具体化		年次計画				
事業内容	開始年度	18	19	20	21	22
ア) 一般市民・民生委員研修の開催 イ) 関係法制度・対人援助技術の研修	平成11年度					→
管内社協職員研修会の開催		●				
ア) 役職員対象の基幹的社協連絡会 イ) 利用料の見直し検討		● ●→				
ア) 成年後見制度研修会の開催、パンフレットの発行 イ) 関係機関・団体等との定期的な情報交換		●→ ●→				
ア) 福祉後見サポートセンターの調査・研究 イ) 法人後見の受任及び管内社協の受任支援	平成15年度 平成17年度					→ →
ア) 福祉サービス利用者への巡回指導 イ) パンフレットの発行	平成11年度 平成11年度					→ →
第三者委員研修会の開催	平成15年度					→
各種関係機関との協議・連携		●				
専門職の養成・研修		●				
住民福祉ニーズの調査		●				

重点課題	推 進 項 目	推 進 方 策
4 福 祉 を 担 う 人 材 の 確 保 ・ 養 成	(1)福祉人材の確保・養成	①相談機能の強化
		②福祉マンパワーの確保と人材養成
	(2)社会福祉従事者の養成研修	①専門性を高めるための資格取得に向けた研修
		②質の高い人材の養成と育成
		③研修環境づくりの整備
	(3)福利厚生事業	①福利厚生事業の情報提供
		②福利厚生制度の活用と参加促進

推進方策の具体化		年次計画				
事業内容	開始年度	18	19	20	21	22
ア) 相談員の資質向上に向けた研修の実施	平成4年度					→
イ) 他機関との連携強化	平成14年度					→
福祉マンパワーの養成・研修等の実施		●				
各種研修会・講習会への参加促進	平成17年度					→
ア) ステップアップの研修		●				
イ) 福祉人材確保と資質向上プログラムの開発		●				
職場内研修の促進	平成17年度					→
活用できるメニューの開発周知		●→				
会員交流事業の推進	平成15年度					→

重点課題	推 進 項 目	推 進 方 策
5 新 た な 福 祉 課 題 の 発 見 と 解 決 に 向 け た 機 能 の 充 実	(1)調査研究活動の強化	①調査(福祉意識、サービス利用実態等)の実施
	(2)情報提供活動の充実	①広報啓発活動の推進
	(3)相談機能の充実	①専門家による相談支援機能の強化
		②住民に身近な相談員の資質向上に向けた支援

推進方策の具体化		年次計画				
事業内容	開始年度	18	19	20	21	22
ア) 関係機関等との協働による調査活動の実施	平成7年度					→
イ) 関係機関等に対する各種施策への提示・提言		●				
ア) 広報紙(社協だより、社協のしおり)等の発行	昭和60年度					→
イ) 社会福祉大会の開催	昭和47年度					→
ア) 包括ケアシステム構築への協力	平成11年度					→
イ) 児童虐待防止連絡会の開催	平成15年度	廃止				
ウ) 接遇向上のための相談対応マニュアルづくり		●→				
ア) ふれあい相談所の運営の強化	平成4年度					→
イ) 各種相談員等の技術向上のための研修	平成4年度					→

重点課題	推 進 項 目	推 進 方 策
6 広域的・専門的福祉サービスの実施	(1)生活福祉資金貸付事業	①利用促進のための制度周知の強化
		②民生委員との連携
		③償還促進運動の展開
	(2)福祉安心電話サービス事業	①運営体制の確保
		②住民参加によるネットワークの推進

推進方策の具体化		年次計画				
事業内容	開始年度	18	19	20	21	22
パンフレット等の作成・配付		●				
ア) 民生委員への制度周知	昭和30年度					→
イ) 民生委員への事務児童	昭和30年度					→
償還促進月間の実施	昭和30年度					→
協力員研修会の開催		●→				
ア) あんしんネットワーク構成員のつどいの開催	平成7年度					→
イ) システム充実に向けた情報の整理収集		●→				

重点課題	推進項目	推進方策
7 組織 基盤 の 強化	(1)組織体制の見直し・充実	①事務局体制の充実と職員の専門性の向上への取組み
		②役員体制の強化に向けた取組み
		③会員制度の見直し
		④自己評価等の徹底と情報開示及び個人情報の管理
	(2)自己財源の強化と公的財源の確保	①財政運営の検討
		②公的財源の確保
		③民間財源の活用
		④経常経費の縮減

推進方策の具体化		年次計画				
事業内容	開始年度	18	19	20	21	22
ア) 事務事業の効率化に向けた事務局組織の再編・整備	平成17年度	●→				
イ) 職員研修計画の整備						→
ウ) 中長期的な人事・給与制度の検討		●→				
エ) 第三者評価事業への取組み		●→				
理事・評議員のあり方の検討		●→				
会員の範囲及び参加のあり方の検討		●→				
ア) 自己評価システムの確立	平成17年度	●→				
イ) 個人情報保護の徹底						→
ア) 福祉基金の造成	昭和61年度					→
イ) 財政検討委員会の設置		●				
補助・委託事業による公的財源の確保 ・配食サービス事業 ・外出支援サービス事業 ・老人福祉センター管理運営事業 ・ふれあいのまちづくり事業	平成7年度					→
	平成12年度	廃止				
	昭和57年度					→
	平成17年度	廃止				
ア) 共同募金配分金の活用 ・日常生活用具貸与事業 ・理髪サービス事業	昭和63年度					→
	平成17年度	→				
	平成17年度					→
イ) 各種団体による助成金活用						
情報機器の活用による事務の効率化及び省力化	平成15年度					→

## 〈参 考〉

### 十和田市社会福祉協議会活動指針策定検討委員会設置要綱

(設置の趣旨)

第1 社会福祉法の理念及び社会福祉協議会を取り巻く環境を踏まえて、社会福祉法人十和田市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が果たすべきこれからの役割、方向性及び組織のあり方等を明らかにするための中期的活動方針を策定することを目的として、「十和田市社会福祉協議会活動指針策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成及び任期)

第2 委員会は、10名をもって構成し、以下各号の中から市社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 社会福祉団体関係者 3名
- (3) 社会福祉施設関係者 2名
- (4) 関係機関 3名
- (5) 市社協役員 1名

2 委員の任期は、平成17年8月1日から平成18年3月31日までとする。

(委員長の選出)

第3 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4 委員会の会議は、会長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要であると認めたときは委員以外の者に委員会への出席を求め意見を聞くことができる。

(庶 務)

第5 委員会の庶務は、市社協総務管理係において処理する。

(雑 則)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

## 活動指針策定検討委員会の開催状況

開催期日	内容
平成17年 8月 5日 (金)	第1回活動指針策定検討委員会
平成17年10月31日 (月)	第2回活動指針策定検討委員会
平成17年12月22日 (木)	第3回活動指針策定検討委員会
平成18年 2月21日 (火)	第4回活動指針策定検討委員会